
一般社団法人日本フレンジック看護学会
代 議 員 選 挙 規 程

代 議 員 選 挙 規 程

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、日本フォレンジック看護学会（以下、当法人という）定款第14条に基づき、当法人代議員（社員）の選任について必要な事項を定め、適正な代議員の選任を図ることを目的とする。

(選挙事務の管理)

第2条 選挙の実施については理事会で定める。
2 選挙の日程確定及び告示から当選人決定等通知までの事務は、選挙管理委員会が行う。
3 選挙管理委員は、選挙の実施に必要な協議のため理事会に出席することができる。

(選挙管理委員会)

第3条 選挙管理委員会は、3人以上をもって組織する。
2 委員は、選挙権を有する、代議員でない正会員の中から総会の議決による選任する。
3 理事長は、委員が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その委員を解任するものとする。但し、第2号及び第3号の場合においては、総会の同意を得なければならない。
1. 選挙権を有しなくなった場合。
2. 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められたとき。
3. 任務上の義務に違反し、その他委員としてふさわしくない行為があった場合。
4 総会は、第2項の規定による委員の選任を行う場合に、同時に2名の予備委員の選任を行う。
5 予備委員は、委員が欠けた場合又は故障のある場合に、予め定められた順に、その職務を行う。
6 委員の任期は原則として任命から2年とし、次期委員が任命された時点で終了する。
7 委員長は、委員の中から互選する。
8 委員長は、選挙管理委員会を代表し、その事務を統括する。
9 選挙管理委員会の会議は、委員の半数以上の出席により成立する。
10 選挙管理委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
11 選挙管理委員会の議事内容は記録を保管し、会員から要請があった場合は開示しなければならない。
12 選挙管理委員会の庶務は、当法人事務局において行う。選挙の公正を保つため、事務局は、その庶務遂行上知りえた秘密を漏らしてはならない。
13 前各項に定めるものの他、選挙管理委員会の運営に関し必要な事項は、理事会と協議の上で、選挙管理委員会が定める。

第 2 章 選挙権及び被選挙権

第4条 選挙が告示された時点で当法人の正会員である者は、選挙権及び被選挙権を有する。

第 3 章 選挙の告示

第5条 選挙告示は、代議員の任期が終る日の5ヶ月前の日以後のなるべく早い時期に行う。
2 当選人は、代議員の任期が終る日の1ヶ月前の日までに確定する。

第4章 投票

(選挙の方法)

- 第6条 選挙は、本規約で定めた投票方法により行う。
- 2 本規約で定めるものの他は、選挙管理委員会が定める。

(投票用紙の交付及び様式、投票方法)

- 第7条 投票用紙は、投票締切日の1ヶ月前までに、選挙人に交付しなければならない。
- 2 投票用紙は、電磁的方法によるものを含む。
 - 3 選挙人は、前2項の投票用紙に自ら記載または記録し、これを選挙管理委員会へ投票締切日まで
に到着するように郵送または送信しなければならない。

(投票用紙の記載事項及び送付)

- 第8条 選挙人は、予め投票用紙に掲載された代議員候補者の中から、定数以内の者を選び、これを無記名で送付する。

第5章 開票

(開票立会人)

- 第9条 監事又は監事から指名された1人以上の正会員を開票立会人とする。
- 2 代議員の候補者は、選挙人の中から、本人の承諾を得て、開票立会人1人を、投票締切日までに、選挙管理委員会に届け出ることができる。
 - 3 当該選挙の代議員の候補者は、開票立会人となることができない。

(開票の場所及び日時の告示)

- 第10条 選挙管理委員会は、予め開票の場所及び日時を告示しなければならない。

(開票日)

- 第11条 開票は、投票締切日の後10日以内に行う。

(開票の場合の投票の効力の決定)

- 第12条 投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、選挙管理委員会が決定する。

(開票の参観)

- 第13条 選挙人は、開票を参観することができる。

(関係書類の保存)

- 第14条 投票用紙は、有効無効を区別し、その他の関係書類と共に選挙管理委員会において、当該選挙にかかる代議員の任期間、保存しなければならない。

第7章 候補者

(候補者の届出)

- 第15条 被選挙権を有する正会員のうち、代議員の候補者となろうとする者は、選挙の告示があった日から候補者の受付締切日までに、選挙管理委員会が定める方法で、選挙管理委員長に届け出る。
- 2 前項の届出には、代議員の候補者となる者の氏名、連絡先、会員番号、その他選挙管理委員会
で定める事項を記載しなければならない。
 - 3 代議員の候補者となろうとする正会員は、以下の2つの要件を満たさなければならない。

- ・会費未納がないもの
- ・正会員歴が3年以上のもの

(選挙管理委員の候補者制限)

第16条 選挙管理委員は、在任中、選挙の候補者となることができない。

第8章 当 選 人

(選挙における当選人)

第17条 有効投票の最多数を得た者から順に当法人定款第14条第3項の規定による員数（以下、代議員定数という）までを当選人とする。

- 2 得票数が同じ者は、選挙管理委員会において、選挙管理委員長が抽選で当選人を定める。
- 3 選挙管理委員会は、代議員の候補者すべてに、当選人に該当したかどうかを、また、次点者に対しては、その旨をすみやかに通知する。
- 7 当選人が代議員に就任するかどうかの意思確認は理事会が行う。当選人が就任を辞退した場合には、第21条を準用して次点者を当選人とする。

(当選人が不足した場合等の告示、及び補充選挙)

第18条 当選人が代議員定数に達しないときは、選挙管理委員会は、直ちにその旨を理事会に報告しなければならない。また、理事会は報告内容を告示しなければならない。

- 2 当選人が代議員定数に達しないときは、その不足数が代議員定数の10分の1を超えるときは、補充選挙を行う。
- 3 補充選挙の方法は、この規約に準じ、選挙管理委員会において定める。

(被選挙権の喪失に因る当選人の失格)

第19条 当選人は、被選挙権を有しなくなったときは、当選を失う。

- 2 前項により、任期中に代議員が当選を失うことにより代議員定数からその欠員数が10分の1を超える場合、第18条第2項に準じて、補充選挙を実施するものとする。

(当選が無効の場合の告示)

第20条 当選が無効となったときは、選挙管理委員会は、直ちにその旨を理事会に報告しなければならない。また、理事会は報告内容を告示しなければならない。

(代議員が欠けた場合等の繰上げ当選)

第21条 代議員の欠員が生じた場合において、最新の次点者名簿に記載された者で当選人とならなかった者があるときは、順位に従って、その者の中から当選人を定める。

- 2 前項の規定による補充があったときは、選挙管理委員会は、直ちにその旨を理事会に報告しなければならない。また、理事会は報告内容を告示しなければならない。
- 3 欠員の残任期間が1年未満になる場合で、代議員が代議員定数の10分の9以上いる場合には、理事会の議決により、代議員を補充しないことができる。

附則

1. 規程は、令和2年（2020）10月17日より施行する。

1. この規程は、令和2年（2020）12月1日に改訂。

(第15条3項を追加)